インドにおける代理人 PE の最新動向

(2018年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2018年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所 E ***: INDO: ***

E-mail: IND@jetro.go.jp



目次

はじめに	1
1. 従来の代理人 PE 認定要件	
2. 2018 年財政法における修正案	
3. MLI: BEPS 防止措置実施条約について	
4. 「主要な役割(Principal Role)」とは	
おわりに	
$A \cup A \cup$	•••

インドにおける代理人 PE の最新動向

はじめに

インドの2018年財政法において、代理人 Permanent Establishment (以下、PE) リスクが高まる可能性のある修正が提案された。これにより、従来の要件を満たしていたとしても、代理人 PE リスクが発生する可能性がある。

PE 認定された場合、法的・制度的な形態にかかわらず、税務上はインドにおいて課税主体があるとみなされ、法人税の申告義務が生じる。以下で、従来の考え方や提出された修正案の留意点、ケーススタディを中心に解説する。

1. 従来の代理人 PE 認定要件

外国企業のためにインド国内で行動する個人/企業は、以下の要件をすべて満たす場合に代理 人 PE と認定される。

- 独立代理人でなく、外国企業のみに従属する代理人として存在する。
- 外国企業の代理人として以下の業務を日常的に行っている。
 - ✓ 契約の締結
 - ✓ 製商品の保管
 - ✓ 受注の確定

2. 2018 年財政法における修正案

BEPS 防止措置実施条約(以下、MLI¹)に沿ったかたちで代理人 PE の範囲を拡大する以下 の提案がなされている。

- 契約の締結に繋がる主要な役割を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が 認定される。
- MLI が有効になる、またはインド租税条約が修正された場合、当該修正案が採用される。
- MLI が適用開始になるまでは、従来の租税条約の規定が適用可能。

¹ Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting

3. MLI: BEPS 防止措置実施条約について

MLIでは、以下の要件を満たす個人/企業は、代理人 PE と認定される。

- ✓ 外国企業のために日常的に契約締結に従事している。
- ✓ 外国企業による重要な変更などが加えられず、日常的に契約の締結に繋がる主要な役割を担っている。

ただし、独立代理人は PE と認定されない。なお、専属または、ほとんど専属で関連企業のために行動する個人/企業は、独立代理人とはみなされない点に留意が必要である。

2018年財政法ではPE認定が強化されているが、MLI がインドで適用されるまでは租税条約が優先するため、当該財政法は機能しない。MLI がインドで適用後は、MLI と国内法 (2018年財政法)の規定が一致するため、これが優先適用されることになる。

4. 「主要な役割 (Principal Role)」とは

2018年財政法では、契約の締結に繋がる「主要な役割(Principal Role)」を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が認定される、としている。この「主要な役割」の具体的な例は以下のとおり。

- 契約の締結に関する実務をインド国内の代理人が行っている。
- 外国企業とインド企業の間で締結された基本取引契約に基づき、インド国内の代理人が 注文を受けている場合、代理人 PE が認定される可能性が高い
- 関連企業のために専属または、ほとんど専属で事業を行う代理人は、代理人 PE が認定 される可能性が高い。
- インド国外で外国企業が契約の承認、署名を行うことは、代理人 PE 認定上、重要ではない。

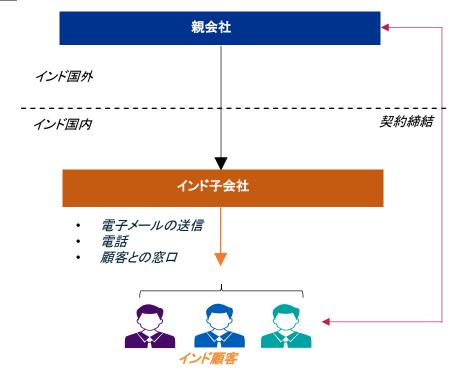
なお、BEPS の行動指針 7 では代理人 PE の定義の拡張について、以下のとおり提案している。

代理人が契約を締結する権限を有し、これを反復して行使する場合や、契約の締結に繋がる 主要な役割を反復して果たす場合、および外国企業の委託者により契約に重要な変更などが加 えられない場合、外国の委託者は(契約締結国に)PE を有するとみなされる。

上記をふまえると、代理人 PE 認定に繋がる可能性がある契約形態としては、以下が挙げられる。

- コミッション手数料に基づく契約
- マーケティングサポート契約

ケーススタディ



上記図表のようなかたちで、インド子会社が親会社のサポートを実施している場合、従来は 契約締結に関する権限がない場合や、複数の委託者のために代理店行為を行う場合は、代理人 PE と認定されるリスクは少なかった。

一方、MLI 適用後は、契約締結の権限を有していないものの、契約締結に向けた主要な役割を担っている場合は代理人 PE と認定されるリスクが発生する。なお、緊密な関係にある複数の委託者の存在のみでは、独立代理人として判定されず、代理人 PE と認定されるリスクは残る。

おわりに

上述のように、代理人 PE リスクが高まる機運があるため、以下について留意する必要がある。

- 外国親会社、インド子会社、インド顧客間のコミュニケーションの文書化
- インド子会社の従業員が有する権限の状況
- インド顧客と契約を締結する際の外国親会社の役割の重要性

これら留意点に対応するため、以下の対応が必要だと考える。

- 外国会社の PE 認定リスクを評価するための、海外グループ会社との既存契約書のレビュー
- ほかのビジネス・モデルの評価 売買契約、High Sea Sales(公海上での商取引)、コミッションモデルの検討
- 権限のある当局への照会

PEの範囲については解釈に委ねられる余地があるが、インドの税務当局は積極的に PEの定義を拡大解釈する傾向があり、納税者に不利な指摘がなされるケースが散見されるため、早期検討が望ましいと考える。